

物価高対応子育て応援手当 FAQ

目次

全体向け	3
Q1：事業の目的はなにか？	3
Q2：給付額はいくらか？	3
Q3：申請は必要か？	3
Q4：所得の制限はあるのか？	3
Q5：応援手当は今後の児童手当に上乗せされるのか？	4
Q6：児童手当の振込口座と別にすることはできるのか？	4
Q7：支払予定日はいつか？	4
Q8：転入の場合、どこから振り込まれるのか？	4
Q9：令和 7 年 9 月 30 日以降に海外から転入した場合、支給対象外か？	4
Q10：児童手当の受給者と別の者（配偶者等）が受給することはできるか？	4
Q11：児童が死亡した場合は？	5
Q12：受給者が死亡した場合は？	5
Q13：児童が施設に入所・退所している場合は？	5
申請が必要な方向け	5
Q14：申請が必要なのはどのような場合か？また、申請方法は？	5
Q15：申請の期限はいつまでか？	5
Q16：応援手当の申請についての案内はあるのか？	6
Q17：令和 8 年 1 月に B 市で第 1 子出生後、令和 8 年 2 月に世田谷区に転入した。応援手当はどちらから支給されるのか？	6

Q18：離婚や離婚調停中により、児童手当の受給者が変更となった場合、変更後の受給者は応援手当の支給対象か？ 6

申請が不要な方向け 6

Q19：申請が不要なケースはどのようなケースか？ 6

Q20：申請が不要な場合、通知は届くのか？ 6

Q21：応援手当を受給したくない場合、手続きは必要か？また、締め切り日はあるか？ 7

全体向け

Q1：事業の目的はなにか？

A：物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当を支給します。

Q2：給付額はいくらか？

A：対象児童 1 人につき、一律 3 万円（国制度 2 万円に区独自で 1 万円上乗せ）です。

（注意）児童手当で登録している 19 歳から 22 歳までの子は、支給対象児童にはなりません。

Q3：申請は必要か？

A：次の方は申請が必要です。詳しくは本文をご覧ください。

- ①令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに出生した児童の保護者
- ②離婚（離婚調停中等も含む）により令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに児童手当の申請が必要になった方
- ③勤務先から児童手当を受給している公務員
- ④令和 7 年 9 月 30 日時点で世田谷区に住民登録があるが、令和 7 年 9 月分の児童手当を受給していない方

次の方は申請が不要です。詳しくは本文をご覧ください。

- ⑤世田谷区で令和 7 年 9 月分の児童手当を受給している方
- ⑥世田谷区で令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までに出生した児童に係る児童手当を受給している方

次の方は本文に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ⑦令和 7 年 9 月 30 日時点で世田谷区に住民登録があるが、児童手当を申請せず世田谷区外に転出された方

Q4：所得の制限はあるのか？

A：所得の制限はありません。

Q5：応援手当は今後の児童手當に上乗せされるのか？

A：応援手当は児童手當の上乗せではありません。対象児童1人につき、一回限りの支給となります。

Q6：児童手當の振込口座と別にすることはできるのか？

A：原則、口座変更はお受けできません。ただし、児童手當の振込口座を解約した等で振り込みができない場合は、本文に記載のお問い合わせ先まで至急ご連絡ください。

Q7：支払予定日はいつか？

A：申請が不要な方と必要な方で支払い予定日が異なります。詳しくは本文をご覧ください。

Q8：転入の場合、どこから振り込まれるのか？

A：令和7年9月分の児童手当を受給していた場合は、令和7年9月分の児童手当を支給した自治体から応援手当が振り込まれます（例：令和7年10月1日にA市から世田谷区へ転入し、令和7年9月分の児童手当はA市で受給→応援手当はA市から支給）。ただし、世田谷区に転入後、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の分の応援手当は、必要な手続きをしていただいた上で世田谷区から支給します。詳しくは本文をご覧ください。

Q9：令和7年9月30日以降に海外から転入した場合、支給対象外か？

A：支給対象とはなりません。ただし、世田谷区に転入後、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の分は支給対象となります。詳しくは本文をご覧ください。

Q10：児童手當の受給者と別の者（配偶者等）が受給することはできるか？

A：できません。離婚等の場合を除き、応援手當の受給資格が発生した時点で児童手當の受給者となっている方のみ受給することができます。

Q11：児童が死亡した場合は？

A：死亡した児童が令和7年9月分の児童手当の対象児童、又は令和7年9月1日から令和8年3月31日に出生し、児童手当の対象児童となる場合は、児童手当の受給者へ応援手当をお支払いします。また、令和7年9月1日から令和8年3月31日に出生した児童が出生月中に死亡した場合、児童手当の対象とはなりませんが、応援手当は受給することができます。詳細は本文に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

Q12：受給者が死亡した場合は？

A：応援手当支給の前に受給予定者が死亡した場合、受給予定者が死亡した月の翌月分の児童手当支給対象者が支給の対象となります。

Q13：児童が施設に入所・退所している場合は？

A：入所の時期により児童養護施設等に別途支給される可能性があります。ご不明な点があれば、本文に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

申請が必要な方向け

Q14：申請が必要なのはどのような場合か？また、申請方法は？

A：以下の場合等は申請が必要です。申請方法も含め、詳しくは本文をご覧ください。

- ①令和8年1月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者
- ②離婚（離婚調停中等も含む）により令和7年9月1日から令和8年3月31日までに児童手当の申請が必要になった保護者

Q15：申請の期限はいつまでか？

A：申請の期限は以下の通りになります。

以下の①、②に該当する場合は、令和8年3月31日までとなります。

- ①世田谷区で令和8年1月1日から令和8年2月28日までに出生した児童の保護者
- ②離婚（離婚調停中等も含む）により令和7年9月1日から令和8年2月28日までに新たに児童手当の申請が必要になった保護者

以下の③、④に該当する場合は、令和8年4月30日までとなります。

- ③世田谷区で令和8年3月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者
- ④離婚（離婚調停中等も含む）により令和8年3月1日から令和8年3月31日までに新たに児童手当の申請が必要になった保護者

Q16：応援手当の申請についての案内はあるのか？

A：申請書はお送りしませんので、本文のページから電子申請を行ってください。

Q17：令和8年1月にB市で第1子出生後、令和8年2月に世田谷区に転入した。応援手当はどちらから支給されるのか？

A：B市に児童手当を申請済みであれば、応援手当はB市から支給されます。ただし、B市に児童手当を申請せず、世田谷区で初めて児童手当を申請する場合は、別途申請手続きを経たのち、応援手当は世田谷区で支給します。

Q18：離婚や離婚調停中により、児童手当の受給者が変更となった場合、変更後の受給者は応援手当の支給対象か？

A：離婚（離婚調停中等も含む）により令和7年9月1日から令和8年3月31日までに新たに児童手当の申請が必要になった方は、応援手当の支給対象となる場合があります。詳細は本文に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

申請が不要な方向け

Q19：申請が不要なケースはどのようなケースか？

A：以下の①又は②に該当する方は申請不要です。

①世田谷区で令和7年9月分の児童手当の対象となっている児童（0歳から18歳までの児童）を養育しており、令和7年9月分の児童手当を受給している方

②令和7年9月1日から令和7年12月31日までに出生した児童を養育しており、世田谷区で令和7年9月1日から令和7年12月31日までに出生した児童に係る児童手当を受給している方

（注意）②のうち、前住所地で児童手当を申請後に世田谷区に転入してきた場合等は、応援手当は前住所地で支給されます。

Q20：申請が不要な場合、通知は届くのか？

A：申請が不要な方には1月下旬にお知らせを送付します。なお、応援手当の辞退の希望が無ければお手続きは不要です。

Q21：応援手当を受給したくない場合、手続きは必要か？また、締め切り日はあるか？

A：送付するお知らせに受給を希望しない方向けの二次元コードを印字しています（本文にもリンクを貼っています）。受給を希望しない方は、お知らせに印字の二次元コードをスマートフォン等で読み込んでいただくか、本文のリンク先に進んでいただき、LoGo フォームからお知らせに記載された締切日までに辞退の届出をお願いします。